

税の申告が始まります

税務課市民税グループ ☎ 23・2115

今年も所得税及び市・県民税の申告時期となりました。市では総合福祉センターで左表のとおり、申告相談等を行いますので、申告が必要な人は、受付日時でご確認のうえ、期日までに申告を済ませましょう。

所得税の確定申告は口立税務署で受け付けていますが、2月12日(木)から3月16日(月)に限り市役所でも受け付けています(青色申告者を除く)。

今年は、昨年に引き続き東日本大震災で住宅や家財に被害を受けたことにより「雑損控除」を適用する人または昨年の申告で「雑損控除」の適用を受け、今年の申告でも該当になる人で申告者の増加による混雑が予想されます。申告相談には長時間要するため、

昨年と同様に出張申告を中止し、申告相談会の実施期間を延長する方法で対応させていただきます。

市・県民税の申告

今年の1月1日現在で市内に居住していた人は、原則として申告しなければなりません。市では前年の申告内容をもとに、今年申告が必要と思われる人に申告書を送付していますが、申告書が送付されなかった人でも申告が必要な場合があります。下表を参考に申告されるようお願いいたします。

- ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。
- (1) 所得税の確定申告書を出した人、または提出予定の人
 - (2) 1ヶ所からの給与所得のみで給与支払報告書の提出がある人
 - (3) 公的年金(国民年金、厚生年金など)のみの人で所得税がかからない人
- ※(2)、(3)に該当する人のうち、医療費、社会保険料、雑損、その他控除を受ける場合は申告が必要です。

◆申告するときに必要なもの

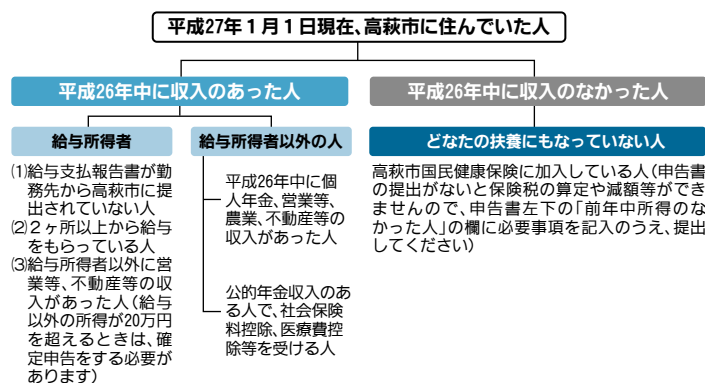
(1) 印鑑

- (2) 本人名義の預金口座【確定申告書(銀行・支店名・口座番号)の分かるもの】
- (3) 申告書【送付された人】(前年の控えがあれば持参してください)
- (4) 社会保険料の支払い金額がわかる領収書など(国民健康保険税・国民年金保険料については市役所で申告相談する人は不要)
- (5) 生命保険、地震保険等の支払い保険料証明書
- (6) 医療費控除を申告する人は医療費の領収書(内訳・合計金額をあらかじめまとめてください)
- (7) 源泉徴収票【給与・年金収入がある人】
- (8) 『収入内訳書』または『農業所得のお尋ね』(送付されていない人は、収入金額が分かる帳簿等、必要経費が分かる領収書等)【営業・農業・不動産所得等がある人】
- (9) 住宅ローン控除を申請する人は①登記事項証明書②住民票の写し③売買契約書または請負契約書などの写し④住宅取得資金にかかる借入金金の年末残高等証明書⑤源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)⑥長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し⑦住宅用家屋証明書の写し⑧とのについては、認定長期優良住宅の住宅ローン控除を申告する人のみ※その他、所得により必要となる書類がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

◆雑損控除

東日本大震災により生活に必要な資産(住宅、家財、自動車、墓石など)

◆市・県民税の申告が必要な人



に被害を受けられた人は、「雑損控除」の適用により、所得税や市・県民税の軽減が受けられる場合があります。雑損控除を受ける人は、次のものをお持ちください。

- 被害を受けた資産の取得時期・取得価格のわかるもの(売買契約書など)
- 取り壊し費用、除去費用、修繕費用がわかるもの(領収書など)
- 補てんされた金額のわかるもの
- 災証明書(交付を受けている場合)

前年までに雑損控除の申告をした人は、申告した年分の「確定申告書」に被災した住宅、家財等の損失額の計算書の控え

所得税の確定申告 日立税務署

☎0294-21-6346 (自動音声案内)

◇確定申告が必要な人

販売業・製造業・農業・漁業・サービスマネジメント業等を営んでいる人や、地代・家賃・不動産売却等の所得がある人で、平成26年中の各所得金額の合計が、社会保険料控除や扶養控除等の所得控除合計額を超える人です。ただし、平成26年分の公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除きません。

給与所得者、いわゆる会社員の人で、年末調整で所得税の精算が終わっている人は申告の必要はありませんが、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は、確定申告が必要です。

- (1) 年収が2千万円を超える人
- (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- (3) 2ヶ所以上から給与を受け取っている人で、年末調整をされなかった給与と収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超える人

※確定申告が必要でない人でも、次のような場合に申告すると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・住宅をローンで取得した場合
- ・年の中途で退職し、その後再就職していない場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年末調整後に出産などにより扶養親族に異動があったとき
- ・多額の医療費を支払ったとき など

◇市・県民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受け、所得税において控除しきれない額がある人は、年末調整や所得税の確定申告をすることにより、次の《対象者》要件に該当すれば、控除しきれない額が翌年度の市・県民税から控除されます。年末調整や所得税の確定申告により市・県民税の住宅ローン控除の申告をした人は、「市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。

《対象者》 平成11年から18年まで、または平成21年から26年までに入居した人。

なお、平成19年または20年に入居された人は、市・県民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

確定申告会場は、日立シビックセンターマーブルホール会議室です。

▼開設期間

2月12日(木)～3月16日(月)
(土・日・祝日は除きます)

※2月22日及び3月1日の日曜日に限り、日立シビックセンターマーブルホール会議室において確定申告用紙の配付、申告相談及び確定申告書の受け付けを行います。

※確定申告会場は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。

※日立シビックセンターマーブルホール会議室に確定申告会場を設置期間中は、税務署庁舎では申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

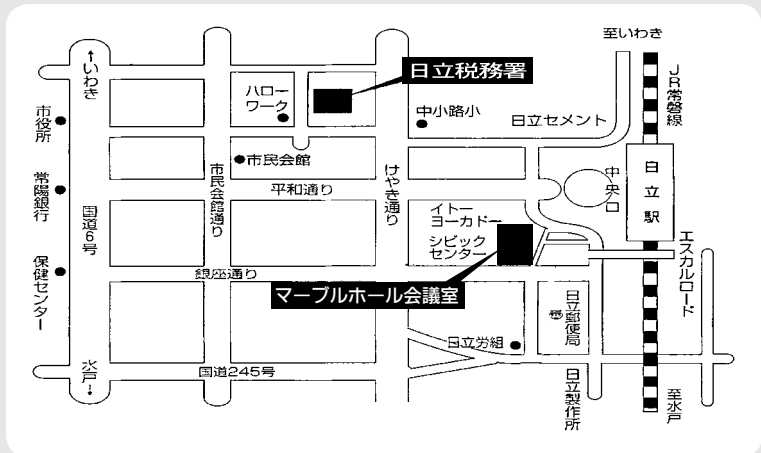
▼受付時間

午前9時～午後4時

※日立シビックセンターマーブルホール会議室の確定申告会場では、電話によるお問い合わせは受け付けておりません。電話によるお問い合わせは、日立税務署にお願いします。

▼対象者

所得税及び復興特別所得税の確定申告、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告及び贈



与税の申告をされる人

▼場所

日立シビックセンターマーブルホール会議室
日立市幸町1-21-1 ※会場施設には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

▼問合せ

日立税務署 (自動音声案内)

☎0294-21-6346

※申告会場 (日立シビックセンターマーブルホール会議室) ではパソコンによる確定申告書の作成指導を行っています。